

令和5年第 12回  
総会  
12月

## 白井市農業委員会会議録

令和5年12月5日 開会

令和5年12月5日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年12月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第4号 令和5年度第5次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 12月19日火曜日
- ・事前審査会(案) 12月27日水曜日  
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 1月5日金曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、農業者年金の推進活動を推進いただきまして、誠にありがとうございます。

また、寒くなりましたので、仕事の面とかいろいろな面で疲れが出ていると思いますので、体調面は十分に注意していただいて、これからの会議にも出ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年12月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、高宮正明委員、7番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので  
提出いたします。

令和5年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、清戸字北方前の1筆です。

地目は田。

地積は1,074平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりでございます。

申請事由は賃借権の設定です。

2番、清戸字北方前の1筆です。

地目は田。

地積は1,021平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりでございます。

申請事由は賃借権の設定です。

3番、清戸字北方前の3筆です。

地目は田。

地積は合計で2,399平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権の設定です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

中嶋健次委員。

中嶋健次委員 2班班長、中嶋です。調査報告を申し上げます。

審査資料、1から3番を御覧ください。

当日は権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。  
申請地の現状についてですが、地目は田、現況は畑で、盛土をされている状態です。  
進入路については、土地改良へ申請して、承認される予定です。  
次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。  
権利者の所有している主な農機具は耕運機1台、軽トラ1台等、農機具はこれから確保する予定です。

労働力は従業員が3人で、3人とも、令和3年より近隣のイチゴ園で研修しています。

年間従事日数ですけれども、200日です。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番から3番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 地区担当の松丸です。

今、班長さんから説明があったとおりでございます。農地については、説明のあったとおり、水田だったものを盛土して、現在は畑になっております。

この3件の農業の状況でございますが、3件とも訪問しまして話を聞きました。

3件とも、元は露地野菜や梨や枝もの等を栽培しておりましたが、現在は家庭菜園的な農業を行っているということです。

本来、この盛土したところに野菜等、また大豆等を栽培する予定でございますが、現状ですと栽培は行われていない状況で、番号2の義務者の方の親戚が権利者と知人だったということがありまして、今回の申請に至ったということでございます。

まとめませんが、以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番、2番、3番について、関連がありますので、一括して採決を行います。許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、3番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字平塚字中台の1筆です。

地目は畑。

地積は、105平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地転用、宅地拡張のためでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

中嶋健次委員。

中嶋健次委員 調査報告を申し上げます。

審査資料4番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者の代理人が出席しました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約4キロメートル。

進入路は確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、農家住宅、現在、宅地の庭として利用していましたが、住宅の建て替えに伴い、申請地を含めた計画で申請しました。

次に、一般基準ですが、本申請は農家住宅ということですが、申請面積は105平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

資金の確保につきましては、融資にて賄う計画となっております。

汚水、排水については、公共下水へ接続します。

また、申請地は農振農用地ではありません。

権利者は、農家住宅建て替えとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないものと思われま  
す。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員  
の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の秋谷裕一委員、お願いいたします。

秋谷裕一委員 本人に確認したところ、事業計画書の理由のとおり、元の家が1505番地の畑で許可  
が下りていて、都市計画課と協議した結果、1505番地を農地転用して宅地にすること  
によって、今回建てる家の許可を通すためだということですのでのことでした。  
以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑  
に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号  
農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1 番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、1 番を許可相当意  
見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題  
といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

3 ページを御覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたしま  
す。

令和5年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、平塚字八幡下の2筆です。

地目、現況は田です。

地積は合計で2,012平方メートル。

権利者及び義務者は記載のとおりでございます。

申請事由は一時転用の農地造成になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

中嶋健次委員。

中嶋健次委員 調査報告を申し上げます。

審査資料5番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約5キロメートル。

進入路は確保されております。

農地区分としては、土地改良区の田なので、第1種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、農地造成です。

現在、東日本大震災の影響で地盤沈下しており、農機具が入れない状態ですので、盛土を行い、田として耕作する計画です。

次に、一般基準ですが、本申請は農地造成ということですので、申請面積は2,012平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、建設発生土を使用する計画になっていて、事業者より無償で提供していただけたことでしたので、特に資金計画はありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、工事については誘導員をつけてもらう計画となっております。この計画を隣接土地所有者に確認したところ、特に問題ないとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障をきたすことはないものと思われます。

また、申請地は農振農用地です。

権利者は、現状、田に農機具が入れないとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

中村会長　ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、農業委員、海老原菊夫委員、お願いいたします。

海老原菊夫委員　海老原です。

まず、これの許可をした土地改良区に行って、話を聞いてきました。いろいろ工事の説明をして、用水路を壊さないとかいろいろ確約して、それを守ってくれば大丈夫だということで、土地改良区ではオーケーが出ました。

また、権利者の方にも聞いてきましたが、入り口には鉄板を敷いたり、後は白井市の道路課にも許可を取って、もしも何かあったときは速やかにいろいろ道路を直すということは全部確約を取ってあるので大丈夫だと思います。

また、義務者の方は農家の方で、一応トラクター、コンバインとか全て持っておって、自分で一生懸命農家をやっている人なので、その辺も問題ないと思います。以上です。

中村会長　事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山崎正司委員　いいですか。

中村会長　どうぞ。

山崎正司委員　農業委員の山崎です。これ一番下のほうというか、沼に近いほうなので、盛土した場合、用水なんかは入るのですかね、田んぼに。

海老原菊夫委員　それは。

山崎正司委員　ポンプアップ。

海老原菊夫委員　ということだと思います。

山崎正司委員　ですね。80センチの一応盛土となっているので、用水から80センチも上げちゃうと、どうして水を入れるのかなと思って、ちょっとあったもので、考えちゃったのですけれどもね。

海老原菊夫委員　その辺、一番僕も心配だったのですけれども、義務者の方が、土地改良さんのお友達がいて何とかやってくれるという話はずいたみたいですが、その辺ははっきり分からなくて。そのことについて会長さんに聞いたら、後ろからポンプアップすればいいことだから、あんまり気にしてないと言われたもので。

ですから、そこまで埋めるのは問題ないと言われました。

山崎正司委員　その近所に知り合いの田んぼいっぱいあるので、何かその先で盛土しちゃうと手前の田の人が、逆に水とかが出て、手前の田が今度深くなっちゃうのではないかなと。

海老原菊夫委員　その辺は何とも言えませんけれども、その農地の人に一応許可を取って、耕作者の人に。

山崎正司委員 近所周り。  
海老原菊夫委員 そうです。それを聞きましたみたいというか、名前が書いてあるところに一応オーケー取りにいったそうです。

山崎正司委員 分かりました。  
海老原菊夫委員 話はつけたそうですから。

山崎正司委員 ありがとうございます。

中村会長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和5年度第5次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、5ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和5年度第5次農用地利用集積計画一覧表（案）になります。

1番、木字向の3筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は8,613平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が果樹園。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は219アール、新規になります。

2番、谷田字耕地の3筆です。

地目は田。

利用権設定面積は3,046平方メートル。

種類は貸借権。

内容は水田。

期間は3年です。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者につきましても記載のとおりです。

経営面積は52アール、新規になります。

3番、谷田字耕地の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は1,024平方メートル。

種類は貸借権。

内容は水田。

期間は3年です。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者につきましても記載のとおりです。

経営面積は154アールになります。新規でございます。

以上でございます。

中村会長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので審査班長の報告はございません。

1番、2番、3番については新規ですので、地区担当委員の説明がございます。

1番については、最適化推進委員の押田勝巳委員お願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

利用権を設定する者と設定を受ける人、両方に会って話を聞いてきました。

今まで219アールという経営面積ありますけれども、この分も同じ人から借りていまして、現在、普通に作付けというか、梨なのですけれども、果樹でうまくやっているそうです。

さらに、これに今回8,613平米、合わせると約300アール、3町分近くなるので、手のほうは大丈夫かということで確認しました。そうしたら、結構頼んでというか、雇っているというか、頼める人がいて、間に合うということで、じゃあ問題ないなとい

うことで承諾してきました。以上です。

中 村 会 長 2番、3番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

まず2番の関係でございますが、権利者の方々、利用権ですので、両方の方に意見を伺いました。

利用権を設定する方については、水稻は現在も栽培しておりませんで、貸付けをしていたということで、今回この貸付水田でございますが、ここで昨年まで作っていたものが返却されたということで、借りていただいたらということを探していたそうです。

利用権を受ける方でございますが、露地栽培と水稻を経営しておりまして、販売方法は直売ということで、今回、餅を20俵分、約3反ぶりを栽培できる土地を、地元を中心に探したそうです。

今回は直売の組合員の方、3番の方も直売で出荷している方で、その方から条件のいいところで3反、今回条件に合った土地があるよという情報がありまして、現地を見たところ、条件もいいということで、今回借りることとしたそうです。

3番の方でございますが、利用権を受ける方については、やはり露地野菜と水稻を中心に栽培をしまして、隣接する土地で水稻を現在栽培しているということで、そこがもし休耕に、今回の圃場が休耕になった場合に、カメムシ等また懸念されるということで、できれば誰かに作ってもらいたいということでありましたけれども、借り方がなかなか見つからないということで、本人が今回、圃場を兼ねて栽培することにしたそうです。

ちょっとまとまりませんが、以上です。

中 村 会 長 地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画の決定について承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について、下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

8ページを御覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

こちらは、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。

以上が専決の処分でございます。

続きまして、次第の表紙のほうに戻っていただきまして、4番、報告・協議事項の(2) その他になります。

1月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが12月19日火曜日、事前審査会が12月27日水曜日。

担当は第1班になりまして、午前9時から本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会については、令和6年1月5日金曜日、午後4時から本庁舎2階、災害対策室2、3になります。

以上でございます。

中 村 会 長      本日の議案については、全て終わりました。  
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人